

## 審査ニュース 254号

### 請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける糖衣錠の半割による自家製剤加算の算定、特殊な服用方法による薬剤調製料および調剤管理料の算定、使用期間を超えた処方箋による調剤についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】糖衣錠の半割による自家製剤加算の算定について

【事例2】特殊な服用方法による薬剤調製料および調剤管理料の算定について

【事例3】使用期間を超えた処方箋による調剤について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

事例1 (査定事例) 糖衣錠の半割による自家製剤加算の算定について

〈処方〉

ピーゼットシー糖衣錠 2mg 1.5錠  
1日3回 毎食後 14日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.13	4.13	ピーゼットシー糖衣錠 2mg 【内服】1日3回 毎食後	1.5錠	14	14	24 28	14	分自8
摘要										



審査委員会での【請求に対する疑義?】  
Q、糖衣錠の製剤に対して自家製剤加算（分割）が算定されています。いかがでしょうか？



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.13	4.13	ピーゼットシー糖衣錠 2mg 【内服】1日3回 毎食後	1.5錠	14	14	24 28	14	分自8 0
摘要										

自家製剤加算は、特殊な技術工夫が伴う調剤行為を評価するものですが、これは単なる調剤行為としての手間だけが評価されているわけではありません。薬剤師による医薬品特性に関する十分な理解と薬学的判断をはじめ、その調剤に至るまでの必要な行為と適切な調剤が行われたかどうかの確認まで含めて評価されているもので、錠剤を分割する場合は、所定点数の100分の20に相当する点数を算定することとされています。糖衣錠の分割は、薬剤の均一性、安定性または溶出性に影響を及ぼすことがあるため、薬学的に問題がないことが確認できない限り、自家製剤加算の算定はできません。このケースは、摘要欄に均一性の担保を含め薬学的に問題がないことを確認しているコメントがないため、自家製剤加算（錠剤を分割する場合）は査定処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p44~45、令和4年版 保険調剤Q&A p74 参照>

審査ニュース

事例2 (査定事例) 特殊な服用方法による薬剤調製料および調剤管理料の算定について

〈処方〉

プラケニル錠200mg 1日1回 朝食後 35日分 奇数日	1錠
プラケニル錠200mg 1日1回 朝食後 35日分 偶数日	2錠
エソメプラゾールカプセル20mg「ニプロ」 バイアスピリン錠100mg 1日1回 朝食後 70日分	1カプセル 1錠

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.10	4.12	プラケニル錠200mg 【内服】1日1回 朝食後 奇数日	1錠	40	35	24 60	1400	8
2	1	4.10	4.12	プラケニル錠200mg 【内服】1日1回 朝食後 偶数日	2錠	80	35	24 60	2800	
3	1	4.10	4.12	エソメプラゾールカプセル20mg「ニプロ」 バイアスピリン錠100mg 【内服】1日1回 朝食後	1カプセル 1錠	5	70	24 60	350	
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
Q、No.1とNo.2は同一有効成分・同一剤形の医薬品です。薬剤調製料、調剤管理料について、それぞれ3剤での算定はかがでしょうか?

↓

?

〈審査結果〉 査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.10	4.12	プラケニル錠200mg 【内服】1日1回 朝食後 奇数日	1錠	40	35	24 0 60 0	1400	8
2	1	4.10	4.12	プラケニル錠200mg 【内服】1日1回 朝食後 偶数日	2錠	80	35	24 0 60 0	2800	
3	1	4.10	4.12	エソメプラゾールカプセル20mg「ニプロ」 バイアスピリン錠100mg 【内服】1日1回 朝食後	1カプセル 1錠	5	70	24 60	350	
摘要										

内服薬（内服用滴剤以外のもの）の薬剤調製料および調剤管理料は、それぞれ「1剤」および「1剤1日分」を所定単位として算定し、服用時点が同一である内服薬については、投与日数にかかわらず1剤として算定することとされています。

このケースでは、プラケニル錠200mgは用量違いの交互服用として1剤にまとめられ、さらにNo.3と服用時点および投与日数が同一であることから、No.1～No.3は1剤にまとめる必要があります。したがって、プラケニル錠200mgの薬剤調製料および調剤管理料は査定処理となりました。

< 令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p38、p48、令和4年版 保険調剤Q&A p110 参照 >

事例3 (返戻事例) 使用期間を超えた処方箋による調剤について

〈処方〉

ファモチジンOD錠20mg「トーワ」	1錠
1日1回 夕食後 15日分	
ブチルスコポラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」	10錠
お腹が痛い時 1回量1錠	
ツムラ桂枝加竜骨牡蛎湯エキス顆粒(医療用)	7.5g
1日3回 毎食前 15日分	

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.5	4.9	ファモチジンOD錠20mg「トーワ」 【内服】1日1回 夕食後	1錠	1	15	24 50	15	
1	1	4.5	4.9	ブチルスコポラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」 1回用量：1錠 【屯服】お腹が痛い時	10錠	8	1	21 0	8	
1	1	4.5	4.9	ツムラ桂枝加竜骨牡蛎湯エキス顆粒(医療用) 【内服】1日3回 毎食前	7.5g	10	15	24 50	150	
摘要	有効期限を4月9日まで延長									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
Q、摘要欄に記載されているコメントから処方箋の使用期間を過ぎてから受付、調剤が行われたと思われます。いかかでしょうか?

〈審査結果〉返戻

処方箋の使用期間は、医師があらかじめ使用期間の欄に記載していない場合、「交付日を含め4日以内」となっています。令和5年7月12日付 5福薬業発第170号で周知されているように、処方箋の使用期間欄に記載がなく、4日を過ぎた処方箋に対して、保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を変更し調剤することは保険請求上認められていません。

このケースは、処方箋交付日が4月5日で調剤日が4月9日と、処方箋交付日から5日経って調剤されています。また、摘要欄には「有効期限を4月9日まで延長」と記載があり、疑義照会を行って使用期間の延長が行われたと疑われるため、返戻処理となりました。なお、診療報酬請求書等の記載要領においては、特殊の事情があると認め、医師があらかじめ処方箋の使用期間を記載している場合は、摘要欄への処方箋の使用期間に関するコメントは必要ありません。

<「処方箋の使用期間について」(令和5年7月12日付 5福薬業発第170号) 参照>